

香川県生活科教育研究会 規約

- 第 1 条

本会は、香川県生活科教育研究会と称する。
- 第 2 条

本会は、会員相互に連絡協調して、香川県生活科教育の振興を図ることを目的とする。
- 第 3 条

本会は、生活科教育に関心をもち、本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。
- 第 4 条

本会に次の役員をおく。

会長 1 名 副会長（若干名） 各郡市理事（各郡市代表若干名）

各郡市庶務 1 名 会計監査 2 名

事務局（庶務 会計 研究部代表 編集部代表）

顧問（歴代会長）
- 第 5 条

会長、副会長は総会において選出する。

各郡市理事は、各郡市研究会において若干名選出する。

各郡市庶務は、各郡市研究会において 1 名選出する。

会計監査、庶務、会計、研究部代表、編集部代表は、会長の指名とする。
- 第 6 条

役職員の任務は次の通りとする。

1 会長は、本会を代表し、会務を掌るとともに、総会、理事会を招集する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、会長の職務を代行する。

3 各郡市理事、各郡市庶務は、理事会を構成し、重要事項を審議または決議し、会務の執行にあたる。

4 会計監査は、会計事務を監査する。

5 事務局は、運営事務、会計事務、研究事務、編集事務を処理する。
- 第 7 条

役員の任期は選任された時から翌年の定期総会までとする。

ただし、再任を妨げない。補欠者の任期は、残任期間とする。

役員は任期が終了しても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

- 第 8 条

総会は毎年 1 回開き、予算、決算、規約の改正、その他の重要事項を議決する。
- 第 9 条

理事会は、必要な場合、会長が招集する。

理事会は、この会の重要事項を審議または決議し、会務の執行にあたる。

ただし、緊急を要する場合には、会長、副会長で処理し、次の理事会の承認を求めるものとする。

理事会は、次の者で構成する。

会長 副会長 各郡市理事 各郡市庶務 会計監査 事務局
- 第 1 0 条

役員会は、必要な場合、会長が招集する。

役員会は、必要に応じ、理事会に提出する議題の審議、および理事会から委任された事項について処理する。

役員会は、次の者で構成する。

会長 副会長 事務局 および顧問
- 第 1 1 条

本会の経費は、会費をもって充てる。

尚、会費は別に定める。
- 第 1 2 条

本会の会計年度は 6 月 1 日に始まり、翌年 5 月 3 1 日に終わる。
- 第 1 3 条

本会の予算の議決および決算の承認は総会で行う。
- 第 1 4 条

本会の規約の改廃は理事会である。
- 第 1 5 条

本会の施行に必要な細則は別に定める。
- 第 1 6 条

本規約は、平成 1 5 年 5 月 1 7 日より施行する。